

第7章 活用

1. 方向性

史跡百舌鳥古墳群の本質的価値及び活用の現状・課題を踏まえ、前述の基本方針の具体化をめざし、活用の方向性を設定する。

日本を代表する古墳群として、百舌鳥古墳群の価値を正しく理解し、魅力に親しんでもらうため、デジタル技術等、様々な手法を取り入れ情報発信と史跡の活用を積極的に図る。また、活用の前提として史跡の価値をより適確に把握するために、必要な調査研究を継続する。さらに、周辺の歴史文化遺産と一体的に活用するとともに世界遺産である「百舌鳥・古市古墳群—古代日本の墳墓群—」の構成資産として広く知られている利点を活かし、積極的な活用を図る。

なお、活用にあたっては、市民との協働により関係機関と連携を図り実施する。

2. 方法

(1) 学校教育・生涯学習における活用

史跡を次代へ継承していくため、さらに地域の歴史文化を学び、郷土を愛する心を育てるには学校教育との連携は極めて大切であり、子どもたちの歴史・文化の学習に資するよう、学びの場や授業に活用しやすい資料を学校等教育機関と協力して提供する。使用教材・副読本等は、調査研究の成果に照らしながら、必要に応じて適宜更新する。また、学校に出向いた出前講座等により「子ども堺学」の充実を図り、百舌鳥古墳群に対する理解を深める。

幅広い世代の学習意欲に応えるため、生涯学習への資料の提供や、啓発事業へ参加しやすい仕組みづくりに努める。百舌鳥古墳群を活用した学習機会が拡充されるよう、関係部署で緊密な連携を図る。生涯学習分野においては出前講座の実施、市民講座への協力、シンポジウムや講演会の開催、学芸員解説による古墳巡りなど百舌鳥古墳群の本質的価値に対して理解を高め、体感できるような取組みを進める。

大学等の高等教育機関・研究機関及び学識経験者と連携し、百舌鳥古墳群の調査・研究を持続的に進めるとともに、その成果を学校教育や社会学習、さらには観光・交流やまちづくりに活用する。

堺市博物館・百舌鳥古墳群ビジターセンターでは、体験学習プログラムの充実並びに必要なに応じた常設展示の更新を図るとともに、利用の促進を図る。また、学芸員等による展示解説や映像などデジタルコンテンツ等を積極的な活用により百舌鳥古墳群の価値・魅力を発信する。

(2) 地域・観光振興における活用

まちづくりや観光面において、地域の歴史や文化財、自然、文化、産業等が一体となった本市特有の地域資源のひとつとして、百舌鳥古墳群を活用する。そのために、百舌鳥古墳群とその他の地域資源を結び付け、魅力を高め、他地域と連携することにより地域の活性化を図る。来訪者等のニーズに対応するガイドは、既存の観光ボランティアガイド等によるガイドを活用し、最新の発掘等調査成果の情報提供や研修によりガイドの充実を図る。

ア、地域振興における活用

史跡は、地域住民だけでなく多くの来訪者が訪れ、異世代交流の拠点として、史跡を活用したイベントなど情報発信をすることで地域、行政、市民の連携を強め、地域社会の活性を推進して行く。また、史跡周辺の公園等で実施される百舌鳥古墳群を活かした行事・イベントの開催、情報発信などのまちづくり・地域の活性化の取組を支援する。

イ、観光における活用と情報発信

百舌鳥古墳群は本市の代表的な史跡であり、「堺観光戦略」で古代の堺を体感できるエリアとして重点的に取り組まれ観光プロモーション等における積極的な活用は今後も継続する。史跡の価値や特色をパンフレットなどの印刷物やホームページ、SNS等多様な情報媒体により情報発信を引き続き行い、アクセス、史跡の基本情報、周辺の施設や観光地、周遊など、観光客にとって有益な情報を提供する。提供する情報は、ニーズの分析などを行いながら、適宜、更新および拡充に努める。

史跡が点在し、群としての顕在化を図るために、レンタサイクルを積極的に活用する。またサイクリングにより周辺の史跡に関連する歴史文化資源の周遊を図り、史跡の理解の一助とする。今後、レンタサイクル以外の有効な移動補助手段についても調査研究を進める。

バリアフリー対応についても検討を進め、来訪者が安全に安心して利用できるよう休憩施設の充実やユニバーサルデザインの推進を図る。

情報発信では、関係機関・諸団体と連携して効果的に行う。地元の観光団体や観光コンベンション協会等の協力を得ながら、また、市内の歴史文化遺産で開催される様々なイベントと連携し、百舌鳥古墳群を含む周辺の歴史遺産の活用を促す。

百舌鳥古墳群の案内を支える観光ガイドとの緊密な連携を図る。きめ細かな観光案内・魅力発信等、ガイド活動の向上のため、発掘調査や史料調査で得られた成果情報などを、市から積極的に情報発信する。

世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」の構成資産の古墳では、国内外に広く情報を発信し、広域観光のネットワークに有益な資源として活用を図る。また、世界遺産であることも踏まえ、国際的な主要言語による多言語解説にも積極的に取り組む。

(3) 調査・研究成果における活用

百舌鳥古墳群のガイダンス施設として運用している堺市博物館・百舌鳥古墳群ビジターセンターでは、展示について、機能、役割に則してより百舌鳥古墳群の歴史や構造などが理解しやすいものとなるよう、必要に応じて更新する。

百舌鳥古墳群の本質的価値を分かりやすく伝えるため、調査・研究の成果は調査報告書、パンフレット、リーフレット、ホームページなどの媒体および現地の解説サイン、VR、ガイダンスのための施設などで積極的に公開していく。また他地域の博物館等への出土資料貸出、連携事業等により、広域的に百舌鳥古墳群の価値が伝わる取り組みを実施する。発掘調査を実施した際には、一般向けの現地説明会を実施し、百舌鳥古墳群に対する理解や関心を高める機会とする。

百舌鳥古墳群に関係の深い史料等を収集、調査を進める。また、各古墳の周辺地域の歴史や各古墳が守られてきた歴史を明らかにする。特に百舌鳥古墳群と同時代に存在した周辺遺跡の調査は欠かせない。これらの調査により得られた情報を広く公開していく。あわせて、ホームページをはじめとするICT（情報通信技術）を活用した多様な手段・媒体での情報発信に努める。

(4) ガイダンス機能における活用

堺市博物館は百舌鳥古墳群の本格的な学習の場、百舌鳥古墳群ビジターセンターは入門的な学習の場として、両施設をガイダンスのための施設とともに本市の観光ネットワークの中核として位置づけ、施設の特質に応じた役割により効果的な情報発信に努める。

史跡に対する理解をより深めることをめざし、連携して相互利用を高め、来訪者に百舌鳥古墳群などの歴史文化資源に対する理解を深め、満足していただけるよう両施設の機能の強化に取り組む。

	堺市博物館	百舌鳥古墳群ビジターセンター
共通機能	百舌鳥古墳に関する展示、普及啓発	
役割分担	百舌鳥古墳群学習の本格的施設 <ul style="list-style-type: none"> 資料の収集、保存、公開及び研究 本市の主要な歴史、民俗等の実物資料の展示 陶邑窯跡群や大塚山古墳など史跡と関連する遺跡の出土品の展示 	百舌鳥古墳群学習の入門的施設 <ul style="list-style-type: none"> 世界遺産の価値に対する理解の促進、情報の発信 古墳群を含む市内周遊を促す拠点施設
施設	<ul style="list-style-type: none"> 展示室（市内の古代～近代の歴史、民俗資料等） 百舌鳥古墳群シアター（VR映像） 体験フロア（立体パズル、復元品等） 学習室（イベント時）、堺市茶室 	<ul style="list-style-type: none"> 展示コーナー シアター（8K空撮映像） 物販コーナー（古墳グッズ・堺の名産品販売） 観光案内所（レンタサイクル・手荷物預かり）
動線上の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 仁徳天皇陵古墳と履中天皇陵古墳を結び、多様な規模や形の古墳が密集する動線上に立地 	<ul style="list-style-type: none"> 仁徳天皇陵古墳と周囲の中小古墳（収塚古墳・塚廻古墳・丸保山古墳）を周遊する動線上に立地

第8章 整備

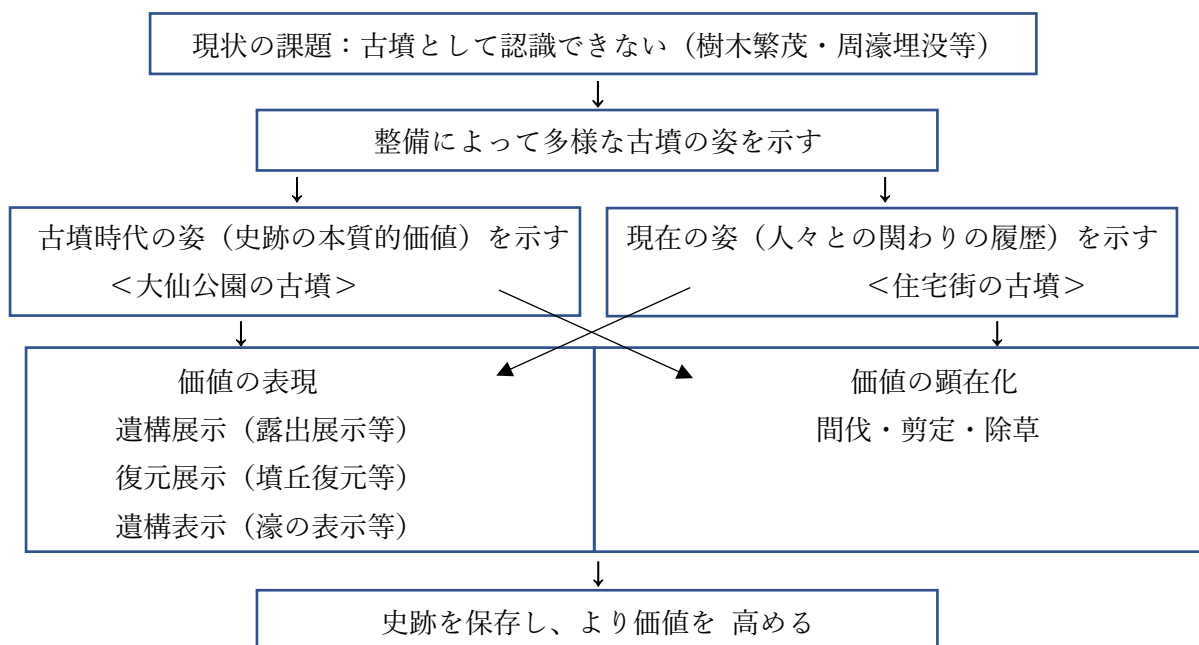
1. 方向性

(1) 経緯

現在、史跡百舌鳥古墳群の整備事業は、平成30年に策定した「国史跡百舌鳥古墳群整備基本計画(第1期)」(以下、第1期計画)に基づき、取り組んでいるところである。しかし、令和4年度(2022)で整備基本計画の第1期が終了するとともに乳岡古墳、御廟山古墳内濠、ニサンザイ古墳内濠が策定後に追加指定された。さらに、令和元年(2019)の世界遺産登録時に整備に関して追加的勧告がなされた。本計画では基本的には第1期計画の方向性を踏まえた上で、こうした情勢の変化に対応するため、整備の方向性を定める。

(2) 第1期計画における整備の方向性

第1期計画での整備の方向性では「個々の特性を活かした多様な古墳の姿を整備し、百舌鳥古墳群の価値を高めていくことが重要である。」とし、大仙公園内の古墳は、「墳丘を修復したり周濠を表示するなど築造時の姿を伝える整備を行い、来訪者が史跡の価値を現地で体感できる整備を目指す。」、住宅街に点在する古墳は、「間伐や剪定によって緑地を保全するとともに古墳の存在感を高めることを目指す。」としている。



整備の方向性

なお、整備は、墳丘の崩落及び削平等の緊急性がある場合を除いては、各古墳の土地利用

や周辺環境, 学術調査成果の蓄積, 公有地化や追加指定の進捗等を勘案した長期的な取り組みとなることから, 具体的な整備構想, 技術的手法等の詳細な計画については, 整備基本構想・基本計画において検討を行うものとする。

百舌鳥古墳群の価値と特色を地域内外の人々, そして多様な世代が体験, 体感したり学んだりできるよう, 堺市史跡百舌鳥古墳群等整備委員会などの関係機関より総合的かつ専門的な指導及び助言を受け, 国・府と連携・調整しながら史跡の本質的価値などを保存するための整備, 及び史跡の活用につながる整備を計画的に取り組む。

(3) 保存のための整備の方向性

本質的価値を構成する墳丘や地下遺構の遺存状態を確認し, 墳丘のき損防止や修復などの保存対策を優先的かつ計画的に行う。整備にあたっては, 史跡の本質的価値が確実に保存されるよう実施する。

(4) 活用のための施設整備の方向性

史跡を人々の学びや憩い, 交流の場として活用すべく, 史跡の本質的価値をわかりやすく伝え, 体感できるよう創意工夫した整備を実施する。そのため, 発掘調査で明らかになった遺構や遺物の表現(展示)を検討するとともに, 古墳の形や大きさを視認できるように眺望の確保に取り組む。

来訪者が百舌鳥古墳群を安全で快適に見学できるよう, 各種便益施設を整備し, 効果的な動線設定を行うとともに, ユニバーサルデザインにも十分配慮する。また, 案内・解説, ガイダンス機能の整備や情報発信のためのICTの活用・整備にも努める。

活用整備は史跡内だけでなく, 隣接地でのガイダンスのための施設, 便益施設など, 史跡周辺も含めて検討する。なお, 整備にあたっては, 史跡の本質的価値が損なわれることなく, かつ存分に活かされるよう, 史跡としてふさわしい景観の保全・形成を考慮して実施する。

(5) 世界遺産の構成資産の整備

世界遺産登録時の決議において, 整備について次のような勧告がなされた。

c) 史跡指定されている構成資産に対して準備されている整備基本計画を完成させること。その際, 計画と保存の目的および顕著な普遍的価値(OUV)の保護との間の整合性を確実に担保すること、

h) すべての将来的な開発計画について遺産影響評価の手法を開発し実施すること。具体的には, 公園の開発・整備の計画, 自転車博物館, 大仙公園整備計画, 展望場所の新設・改修, 南海鉄道高野線の高架化事業など。保存管理システムと, 資産の法的保護の枠組みをより直接結び付けることを含め, 遺産影響評価の手続きの開発を継続すること。

勧告を踏まえ、構成資産の整備に関しては、顕著な普遍的価値の完全性と真実性を確実に担保し、「世界遺産百舌鳥・古市古墳群遺産影響評価マニュアル」に基づき、整備基本計画策定時に遺産影響評価を実施する。